

重要文化財の指定について

令和4年5月20日に開催された国の文化審議会において、下記の建造物を重要文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申がなされた。

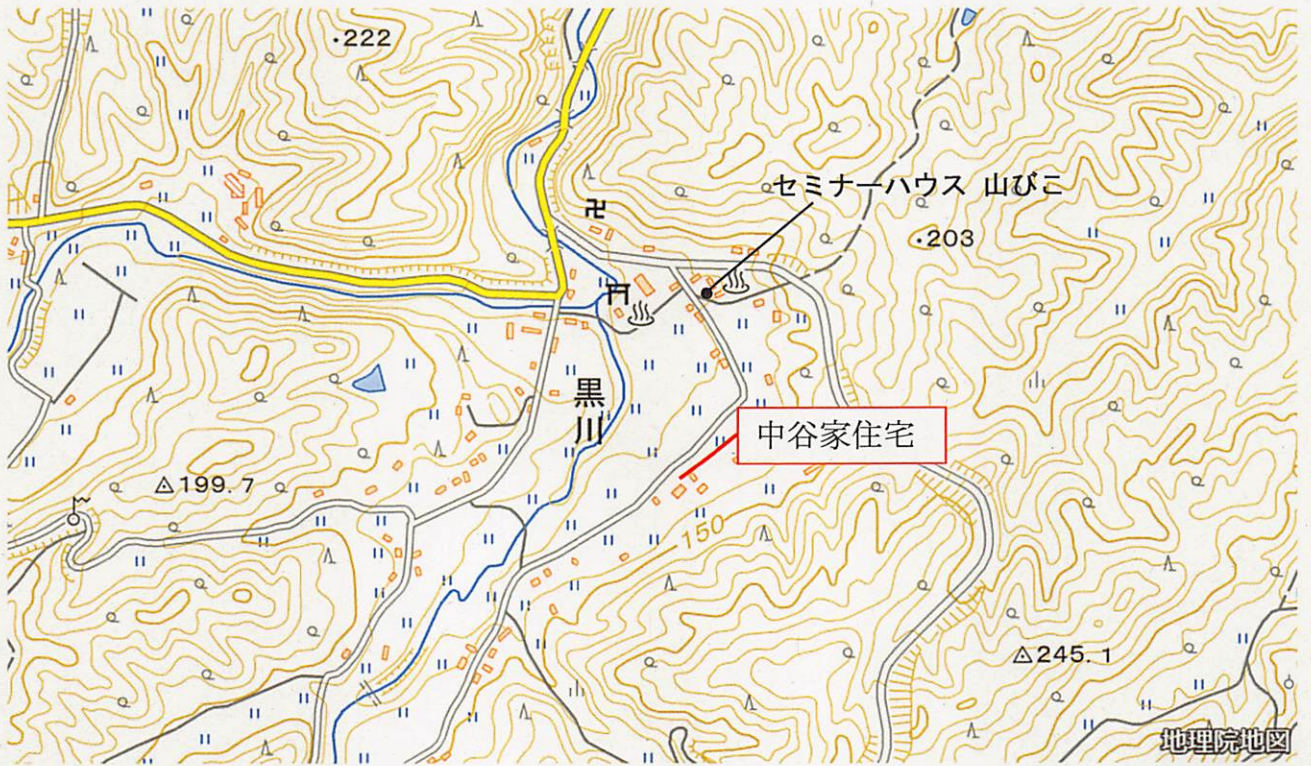
記

- 1 名称 なかにけじゅうたく
中谷家住宅
おもや はなれざしき どぞう ほうこうにんべや ひがしべい しょうめんもん
主屋 離座敷 土蔵 奉公人部屋及び東塀 正面門 (5棟)
- 2 所在地 能登町字黒川28号130番地
- 3 所有者 個人
- 4 建築年代 主屋：享保6年(1721)、天保4年(1833)増築、大正11年(1922)改修
土蔵：明治8年頃(1875)
離座敷・奉公人部屋及び東塀・正面門：江戸時代末(推定)
- 5 概要 中谷家は能登天領黒川村(旧柳田村黒川)の庄屋を務めた旧家である。奥能登の山間部に建つ主屋は、3つの座敷が仏間を取り囲む配置の大型民家で、土蔵は内部が総漆塗の塗蔵を含む、3つの蔵が並び、屋根が一体にかかる。
中谷家住宅は、農業・林業・金融業など中谷家の経済活動の発展に応じて主屋が拡張されるなど、屋敷の整備の過程が明らかになっており、能登地方の民家の変遷を理解するうえで重要である。

中谷家住宅 位置図

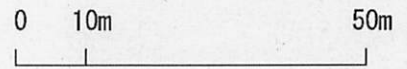
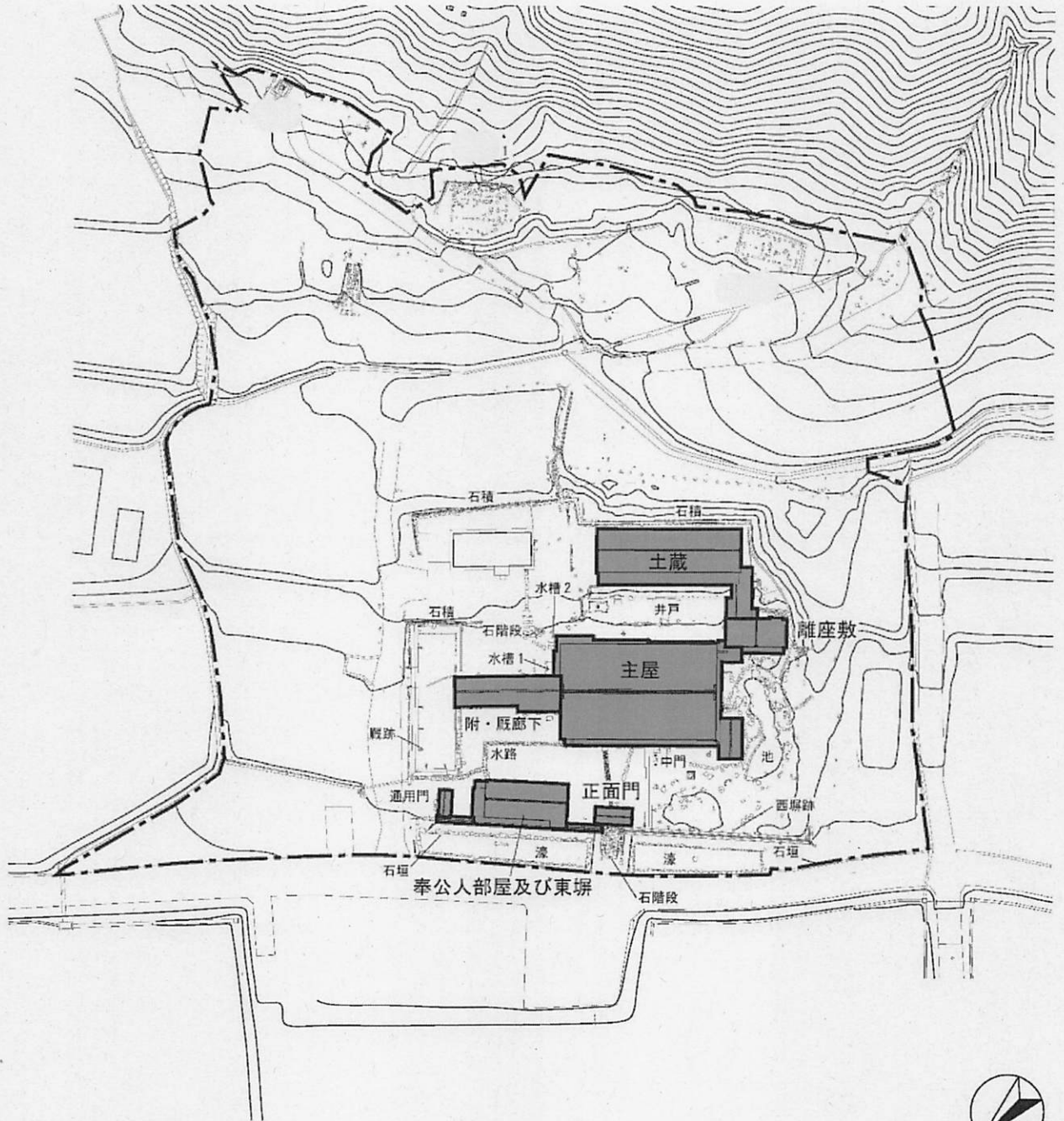


広域



詳細 (拡大)

中谷家住宅 配置図



中谷家住宅敷地



中谷家住宅 全景俯瞰



中谷家住宅 主屋



主屋 内観



土蔵塗蔵 内観